

オフショア金融センターのリスト

(金融安定化フォーラムによるOFCsの国際協調の度合いと監督の質に関する分類)

グループⅠ 協力的かつ監督水準は高い (このうちTier IIは、Tier Iに比べ、改善の余地がある)	
Tier I	香港 ルクセンブルグ シンガポール スイス
Tier II	ダブリン(アイルランド) ガンジー島 マン島 ジャージー島
グループⅡ 協力度・監督水準は、グループⅠに比べ改善の余地がある	
	アンドラ公国 バハレーン国 バルバドス バミューダ諸島 ジブラルタル ラブアン島(マレーシア) マカオ マルタ モナコ公国
グループⅢ 協力度・監督水準は、グループⅡより、概ね劣っている	
	アンギラ アンティグア・バーブーダ アルバ島 ベリーズ 英領ヴァージン諸島 ケイマン諸島 クック諸島 コスタリカ キプロス レバノン リヒテンシュタイン マーシャル諸島 モーリシャス ナウル オランダ領アンティル ニウエ パナマ セントクリストファー・ネイビス セント・ルシア セントビンセント及びグレナディーン諸島 サモア セーシェル パハマ ターカス諸島・カイコス諸島 ヴァヌアツ

重要な12の国際基準
 (金融安定化フォーラム基準実施タスクフォース:健全な金融システムのための12の「キー・プリンシップル」)

分野	基準	設定機関	概要
マクロ経済の基礎	①金融政策等の透明性 Code of Good Practice on Transparency in Monetary and Financial Policies (金融政策及び金融規制・監督政策等の透明性に関する良い慣行の原則) 1999年9月	IMF	<p>(1) 中央銀行の金融政策の透明性についての良い慣行を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融政策における中央銀行の役割、責務及び目的の明確化 ② 開かれた政策決定及び政策報告 ③ 政策に関する情報の公共利用 ④ 中央銀行による金融政策の健全性に関するアカウンタビリティ及び保証 <p>(2) 金融規制・監督当局の政策の透明性についての良い慣行を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融規制・監督政策に責任を有する当局の役割、責務及び目的の明確化 ② 開かれた政策決定及び政策報告 ③ 政策に関する情報の公共利用 ④ 金融規制・監督当局による信頼性に関するアカウンタビリティ及び保証
	②財政の透明性 Code of Good Practice on Fiscal Transparency (財政の透明性に関する良い慣行の原則) 1998年4月	IMF	<p>財政政策の透明性についての良い慣行を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政府部門の役割及び責務の明確化 ② 情報の公共利用性 ③ 開かれた予算の作成、執行、及び報告 ④ 財政情報の健全性が、公的及び独立した審査を受け、保証されていること。
	③データ普及 Special Data Dissemination Standard (特別データ公表基準) 1996年3月	IMF	<p>危機を未然に防ぐために設定された定期的、迅速な公表を前提とするデータ基準。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実物部門: ①財政収支、②生産指數、③労働市場指數、④物価指數 2. 財政部門: ⑤一般政府または公共セクター、⑥中央政府、⑦中央政府負債額 3. 金融部門: ⑧銀行セクター収支、⑨中央銀行収支、⑩金利、⑪証券市場 4. 対外部門: ⑫国際収支、⑬外準、⑭貿易収支、⑮国際収支ポジション、⑯為替レート 5. 人口
	General Data Dissemination System (一般データ公表システム) 1997年12月	IMF	SDDS非加盟国を対象として、定期性・迅速性にはこだわらず、経済統計整備を目的とする。大枠はSDDSのカテゴリーとほぼ同じ。経済データの他、社会人口指標(保険、教育、貧困等)が求められる。

分野	基準	設定機関	概要
制度面・市場面のインフラ	④破産法規 ★作業中	世銀	★作業中
	⑤コーポレート・ガバナンス・コア原則 1999年5月	OECD	OECD加盟・非加盟国政府のコーポレート・ガバナンスの法律面、制度面、及び規制面の枠組みの改善努力を支援する。また、証券取引所、投資家、企業等に指針として助言を与える。 ① 株主の権利(基本的権利、株主総会等) ② 株主の平等な取扱い(インサイダー取引の禁止、経営者による情報開示等) ③ ステークホルダーの役割(全てのステークホルダーの権利の法的保護と尊重) ④ 情報開示と透明性(情報開示の対象、方法、情報普及手段のありかた等) ⑤ 役員会の役割(主要機能、独立性等)
	⑥会計制度 International Accounting Standards (国際会計基準) 1975年～順次公表	IASC (国際会計基準委員会)	国際会計基準委員会が、国際的に受け入れられることを目的として作成・公表する会計基準。このうち30の基準について、国外企業が国内でクロスボーダーの資金調達を行う場合において、企業が利用することを認めるよう、IOSCO(証券監督者国際機構)が会員各国に対して勧告を行っている。
	⑦監査制度 International Standards on Auditing (国際監査基準) 1980年～順次公表	IFAC (国際会計士連盟)	国際会計士連盟の常任委員会である国際監査実務委員会が、国際的に受入れられることを目的として作成する監査及び関連業務に関する基準。全世界の監査実務及び関連業務の統一性の度合いを高めるために使用されている。
	⑧支払・決算 Core Principles for Systemically Important Payment Systems (システム的影響の大きい資金決済システムに関するコア原則) 1999年12月	CPSS (G10中銀支払・決済システム委員会)	システム的影響の大きい資金決済システムが満たすべき主要な特徴点を提案 ① 資金決済システムの公共政策目標(効率性、安全性、犯罪防止、競争政策、消費者保護等) ② 資金決済システムのコア・プリンシップル(法的枠組み、決済システムが負うリスク等) ③ コア・プリンシップルを適用するにあたっての中央銀行の責務
	⑨資金洗浄 資金洗浄に関する40の勧告 1990年4月。96年6月に改訂	FATF (OECD金融活動作業部会)	資金洗浄対策努力の基本的枠組みを示し、普遍的に活用しうるものとして策定。刑事司法制度及び法執行(金融制度と規制)並びに国際協力を網羅する。 ① 勧告の一般的枠組み(金融機関の守秘義務との関係、司法共助の促進等) ② 資金洗浄に取組む際の国内法制の役割(資金洗浄罪の範囲、当局による資金洗浄に伴う収益等の没収および暫定措置をとる権限等) ③ 金融システムの役割(顧客の本人確認、記録保存、非日常的取引への注意、行政機関の役割等) ④ 国際協力の強化(情報交換、司法共助等)

分野	基準	設定機関	概要
金融規制および監督	⑩銀行監督 Core Principles for Effective Banking Supervision (バーゼル・コア・プリンシップ) 1997年9月	バーゼル銀行監督委員会	<p>銀行監督システムが実効的であるために必要な25の基本原則。世界中の監督当局等がその管轄内のすべての銀行に対して監督を行う上での基礎的な参考資料となることを意図</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実効的な銀行監督の前提条件(当局の機能上の独立、適切な資源及び法的枠組みの必要性等) ② 免許と銀行組織(免許付与基準の設定、株主の変更、銀行の行う買収・投資等に対する点検等) ③ 健全性規制(最低所要自己資本比率、信用リスク監理等に関する規制の設定) ④ 継続的な銀行監督の手法 ⑤ 情報徴求(財務諸表の公表、記録の保管) ⑥ 監督当局の公式の権限(健全性基準遵守・規制違反の是正措置の権限) ⑦ クロスボーダーの銀行業務(モニター及び監督の実施等)
	⑪証券規制 Objectives and Principles of Securities Regulation (証券規制の目的と原則) 1998年9月	IOSCO (証券監督者国際機構)	<p>投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムリスクの防止を目的とする30の証券規制原則。以下8つのカテゴリーに分類されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規制当局に関する原則(当局の責任、独立性、権限・資源・能力、機密保持等職業倫理) ② 自主規制の原則(自主規制団体の利用及びそのあり方) ③ 証券規制執行の原則(規制当局の調査・検査・監視、及びその執行の権限、法令遵守の確保) ④ 規制についての協力の原則(内外カウンターパートとの情報共有、交換、支援等) ⑤ 発行体の原則(情報開示、会計・監査基準、証券保有者の公平・公正な取扱い等) ⑥ 集団投資スキーム(CIS)の原則(免許・規制のための基準設置、情報公開、顧客資産の分別管理等) ⑦ 市場仲介者の原則(市場への参入基準、健全性の確保、システムリスクを防止する破綻処理手続等) ⑧ 流通市場の原則(取引の透明性促進、市場の混乱時における適切な管理の確保等)
	⑫保険監督 Insurance Supervisory Principles (保険監督者原則) 1997年9月	IAIS (保険監督者国際機構)	<p>保険契約者の保護を目的として、保険監督の一般原則を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 免許制と株主の変更: <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許交付の際の、株主・事業計画(ソルベンシーマージン等)の健全性評価 ・ 免許を既に取得している保険会社について、その株主や経営陣の変更の確認 ・ 株主・経営陣の変更時に保険会社が守るべき要件の制定 ② 企業統治と内部管理の一般原則(取締役会の責任体制の確保等) ③ 健全性規制(資産、負債、資本充足とソルベンシー、デリバティブ等簿外項目に関する基準遵守) ④ 再保険(再保険会社の財務状況把握、再保険契約・再保険会社にかかる要件) ⑤ モニタリング及び立入検査の権限 ⑥ 罰則(各種改善、是正命令の発出権) ⑦ 保険監督当局相互間の協調 ⑧ 保険監督当局と他業種監督当局、他地域の監督当局及びマネロン当局等との間の協力) ⑨ 保険監督当局の守秘義務